

—都税についてのお知らせ—

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から**一定期間**について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） * 空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） * 照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） * 小型ボイラー設備（小型ボイラー類） * 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※ 減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8（2026）年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7（2025）年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

宿泊税の課税停止期間延長についてのお知らせ

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期を受けて、宿泊税の課税停止期間を令和2（2020）年7月1日から令和3（2021）年9月30日まで延長する方針としました。

宿泊税の課税停止期間延長についてのお知らせ

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期を受けて、宿泊税の課税停止期間を令和2（2020）年7月1日から令和3（2021）年9月30日まで延長する方針としました。

【宿泊税の課税停止の概要】

課税停止する期間	令和2（2020）年7月1日から令和3（2021）年9月30日まで
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

（参考）

1 宿泊税とは

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられています。

2 宿泊税の仕組み

- 納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- 納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

- 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告して納めます。旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を「旅館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

【問合せ先】

- 千代田都税事務所事業税課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)3252-7144（直通）
- 東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)5388-2956（直通）

都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

—都税についてのお知らせ—

都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」を厳格に行っています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

対象となる公簿と証明

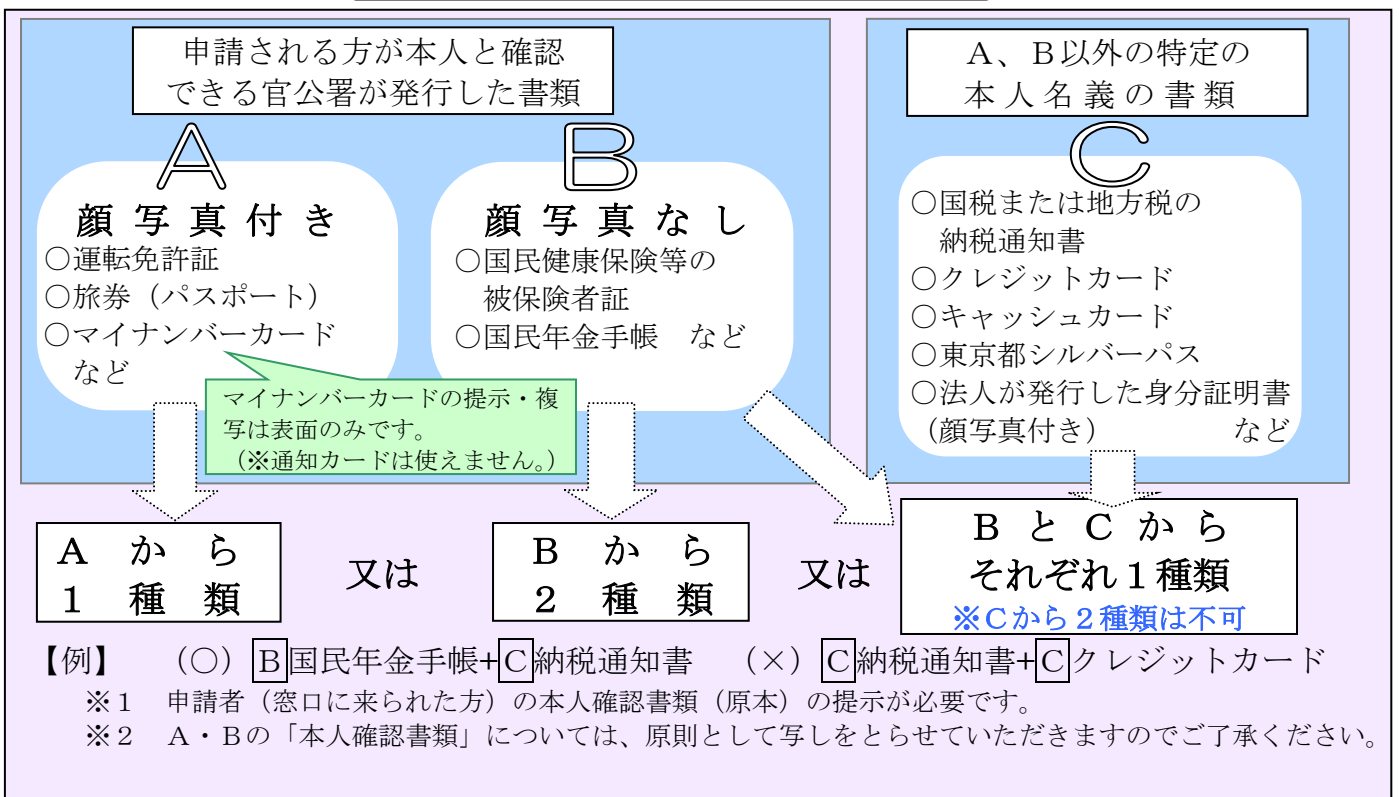
【公簿】土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳、土地・家屋名寄帳 など

【証明】納税（課税）証明（自動車税納税証明書（継続検査等用）を除く。）、固定資産評価証明 など

窓口で申請をされる場合

申請される方が本人と確認できる書類のうち、次のいずれかの提示が必要です。

窓口で提示していただく「本人確認書類」



郵送で申請をされる場合

- ・ 証明等は、原則として、①納税通知書送付先、②都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに、転送不要郵便にて送付します。
申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が課税台帳等に登録されている内容と一致している場合は、申請者の「本人確認書類」の提出は不要です。
- ・ 上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続き等について、物件が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

◆ 本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、口頭質問や電話確認等を行うことがあります。

【お問い合わせ先】

物件が所在する区にある都税事務所の下記担当班へ

- 固定資産税（23区内）に関する証明等
- 納税証明

固定資産税班
徴収管理班



にせ都税職員にご注意ください！

都税事務所の職員を装って、個人情報をご不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

犯人の手口は、都税事務所の職員を装って電話をかけ、家族構成や職業を聞いたり、税金や医療費などが還付されるかのように偽り、ATMからお金を振り込ませようとするものです。

相手の電話番号が非通知表示であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

— 都税についてのお知らせ —

にせ都税職員にご注意ください！



都税事務所の職員を装って、個人情報をご不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が非通知表示であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問をしてくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例3】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して“**非通知**”で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、非通知で電話をかけることは絶対にありません。非通知で電話をかけてきたり、還付のためにATMの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

令和2年6月から

都税がスマホ決済アプリで納付できます

令和2年（2020年）6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになり、都税の納付がさらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取るにより納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ

（令和2年6月1日時点）



注意事項

- **領収証書は発行されません。**※
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 納付手続き完了後に、**納付を取り消すことはできません。**
- 事前にアプリ内でお支払いに必要な金額をチャージする必要があります。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でもスマホ収納に関する疑問にお答えします。

詳細は

都税 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



個人事業税の納税通知書の発送時期について

東京都の税務行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

個人事業税につきましては、原則として毎年8月に納税通知書を都税事務所・支庁からお送りしているところです。

しかしながら、令和2年度については所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことや、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応を実施した影響により、一部の方については、9月以降に納税通知書が発送される可能性がありますのでご注意ください。

その場合の納期については別表をご覧ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「個人事業税（国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について）」をご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2019/shinkoku_enki.html



【別表】 令和2年8月～令和3年3月

送付月	第1期納期限	第2期納期限
8月	8月末	11月末
9月	9月末	11月末
10月	10月末	2月末
11月	11月末	2月末
12月	12月28日	2月末

送付月	納期限
1月	1月末
2月	2月末
3月	3月末

※期限が休日等の場合はその翌日となります。



【個人事業税】
納税通知書の発送時期にご留意ください。

